

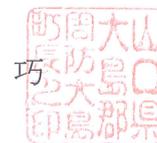


周防大島町告示第101号

周防大島町スポーツ少年団加盟単位団活動助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年8月14日

周防大島町長 椎 木



周防大島町スポーツ少年団加盟単位団活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町スポーツ少年団に加盟する単位団に係る活動助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(活動助成金の交付対象)

第2条 活動助成金は、周防大島町スポーツ少年団に加盟し、団員及び指導者等登録を行う単位団で次の各号のいずれかに該当する単位団等に交付する。

- (1) 日本スポーツ少年団登録規程等に基づき、原則として団員10名以上と指導者2名以上を必須とする単位団。
- (2) 総合型地域スポーツクラブに所属する単位団。ただし、総合型地域スポーツクラブが所属している単位団分をまとめて申請を行った場合は、当該総合型地域スポーツクラブへ交付をすることができる。
- (3) 日本スポーツ少年団登録規程等を満たさない単位団で、同様の異なる単位団が集合し、かつ相互に協力し合い、総合型地域スポーツクラブに類似する活動を行う単位団等。

2 周防大島町スポーツ少年団へ登録する団員は、町内に住所を有し、登録する年の4月1日現在、満3歳以上から満14歳以下の者とし、指導者等は、登録する年の4月1日現在、満20歳以上の者とする。

3 活動が年間を通して継続している単位団に助成金を交付する。

4 指導者資格の取得等については対象としない。

(助成基準)

第3条 助成基準は、次に掲げる表のとおりとし、当該年度の6月30日までに周防大島町スポーツ少年団登録を行った単位団、団員及び指導者等とする。

助 成 基 準	金 額
単位団 (1団体当たり)	年額 20,000円
団員 (1人につき)	年額 500円
有資格指導者 (1人につき)	年額 6,000円
無資格指導者 (1人につき)	年額 1,000円

2 有資格指導者とは、認定員、認定育成員、公益財団法人日本スポーツ協会公認（以下「JSPO公認」という。）スポーツ指導者資格保有者、JSPO公認スタートコーチ、JSPO公認コーチングアシスタント及び各種競技団体に定めるJSPO公認スポーツ指導者資格に準ずる資格保有者とし、無資格指導者とは有資格指導者以外の役員及びスタッフとする。

（申請の手続）

第4条 助成申請を行う単位団等は、周防大島町スポーツ少年団活動助成金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に当該年度のスポーツ少年団活動計画書（様式第2号）及び収支予算（様式第3号）を添えて提出するものとする。

（決定及び請求）

第5条 町長は、申請書を審査した上、周防大島町スポーツ少年団活動助成金交付決定通知書（様式第4号）（以下「決定通知書」という。）により申請単位団等に通知するものとし、決定通知書により通知を受けた単位団等は周防大島町スポーツ少年団活動助成金請求書（様式第5号）（以下「請求書」という。）により請求するものとする。

（助成金の支給）

第6条 町長は、単位団等から請求書を受領した場合、30日以内に助成金を支給する。

2 助成金の支給は、当該単位団の指定する口座に振り込みにより行う。

（活動状況報告）

第7条 助成金の支給を受けた単位団等は、翌年度の4月末日までにスポーツ少年団活動状況報告書（様式第6号）及び収支決算書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。